

「野村アジアCB投信(毎月分配型)」 2017年12月20日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村アジアCB投信(毎月分配型)」(以下、ファンドといいます。)の2017年12月20日決算の分配金についてご案内いたします。

今回の決算において、基準価額およびインカム収入の水準などを総合的に勘案し、分配金を引き下げることといたしました。

分配金引き下げの背景については、次ページ以降をご参照ください。

【分配金】(1万口当たり、課税前)

ファンド	野村アジアCB投信 (毎月分配型)
分配金額 (前回決算)	30円 (40円)
決算日の基準価額	8,752円
決算日の基準価額(分配金再投資) (前回決算)	16,666円 (16,583円)
分配金額設定来累計	5,270円

前回決算:2017年11月20日、設定日:2010年6月3日

基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

——— 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 ———

【分配の方針】

原則、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

なお、毎年4月および10月の決算時には、上記安定分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

* 「原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

分配金引き下げの背景

今回の決算におきまして、分配金を40円から30円に引き下げました。

ファンドの基準価額は、2015年6月頃よりアジア通貨安等を受け下落基調となり、2017年12月20日現在8,752円となりました。2015年6月末からの騰落率は-8.0%でした。なお、分配金を加味した基準価額(分配金再投資)の同期間の騰落率は6.1%となりました。

アジアCB市場は堅調に推移しましたが(次ページ参照)、運用により得られた期間収益に対し、同期間に払い出した分配金の比率が高いことが、基準価額の回復が鈍い要因となっています。

ファンドは、売買益等も分配金に充てますが、原則は利子・配当等収益等を中心に分配することを基本としています。米ドルの短期金利が上昇し、為替取引によるプレミアム収入(金利差相当分の収益)が減少しており、基準価額が10,000円を下回っている現在の状況下では、特にインカム収入の水準を中心にその他の投資環境等を総合的に勘案し、分配金額を決めることが適切であると考えました。

その結果、今回の決算におきまして分配金を引き下げることにいたしました。

<基準価額の推移>

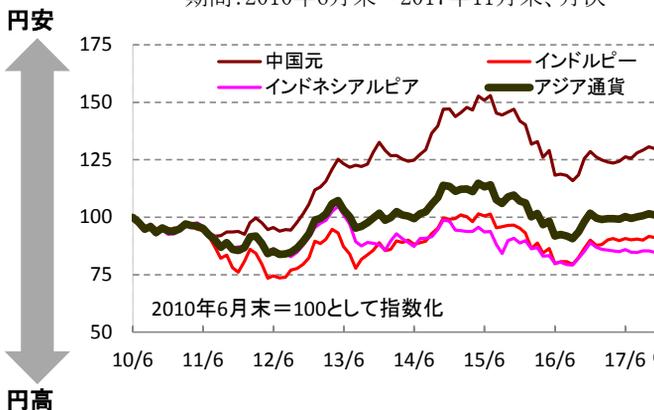


基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したもものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

<アジア通貨の為替(対円レート)の推移>

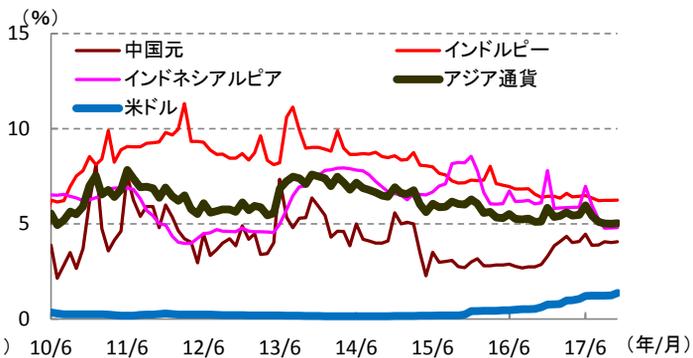
期間:2010年6月末~2017年11月末、月次



「アジア通貨」の為替の推移は3通貨(中国元、インドルピー、インドネシアルピア)に等分投資し、毎月末にリバランスをしたと仮定し、計算しています。なお、手数料等は考慮していません。

<アジア通貨と米ドルの短期金利の推移>

期間:2010年6月末~2017年11月末、月次



「アジア通貨」の短期金利の推移は3通貨(中国元、インドルピー、インドネシアルピア)の短期金利の平均値です

(出所)ブルームバーグのデータを基に野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

アジア転換社債(CB)市場について

ファンド設定来(2010年6月以降)におけるアジアCB市場は、リーマンショックによる金融危機以降に実施された各国中央銀行の量的緩和策の恩恵を受ける形で株式市場を追随し、概ね堅調に推移しました。アジア株式市場は、2015年8月以降の中国市場混乱など一時的な下落局面があったものの、アジアCB市場の下落は相対的に小幅にとどまりました。

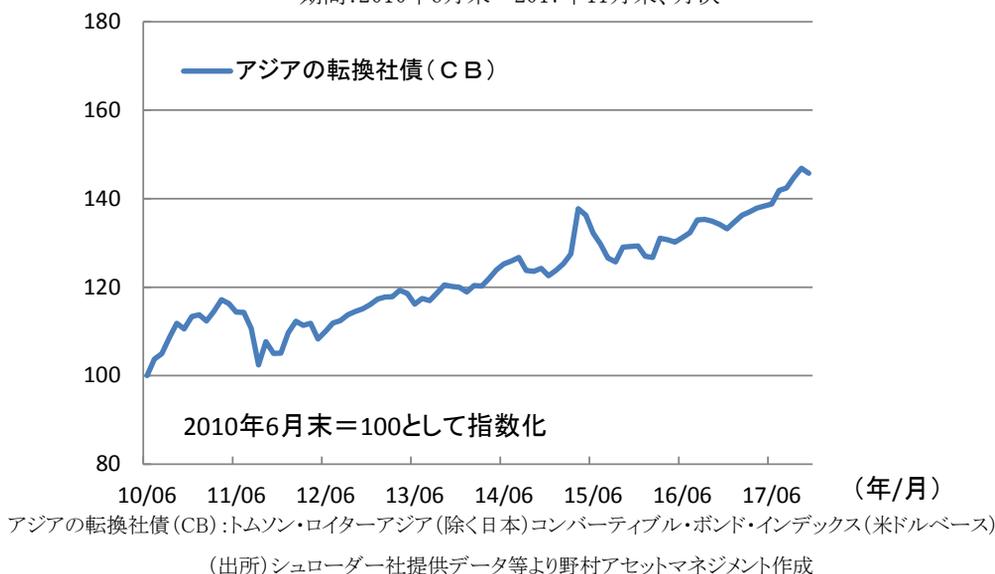
アジアCB市場のけん引役とも言える中国経済の先行きについては市場参加者の見方が慎重になっており、2017年10月に開かれた中国共産党大会終了後の習近平体制の動向に注目が集まっています。米国経済は堅調であり、12月の追加利上げが決定しました。一方でFRB(米連邦準備制度理事会)の保有資産縮小など金融政策の不透明感、政治面ではトランプ大統領の求心力には懸念が残り、世界経済の不確実性は増しています。

しかし、中国では長期的に持続可能な成長の実現に向けて、汚職の一扫や通信・IT(情報技術)・オートメーション化の推進、あるいはサービス業主体の経済への変革などに取り組んでおり、こうした長期的な見通しに基づく投資行動を取ることが重要であると考えています。

株式へのエクスポージャーを取りつつ債券的特性による下値抵抗力に期待が持てるCBは、こうした市場環境下において、リスクとリターンのバランスが取れた有効な投資対象であると考えます。

＜アジアの転換社債(CB)の推移＞

期間:2010年6月末~2017年11月末、月次



上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。
また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

今後とも「野村アジアCB投信(毎月分配型)」をご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

当資料で使用した金利について

中国元:上海インターバンク・オフワード・レート1ヵ月、インドルピー:インターバンク・オフワード・レート1ヵ月、インドネシアルピア:インドネシア・ジャカルタ・インターバンク・オフワード・レート1ヵ月、米ドル:1ヵ月LIBOR

当資料で使用した市場指数について

© Thomson Reuters 2014. All rights reserved. トムソン・ロイター・コンバーティブル・インデックス(Thomson Reuters Convertible Index)という名称、および関連するトムソン・ロイターのサブインデックスの名称(以下、総称して「トムソン・ロイター・インデックス」)は、ロイター・リミテッド(以下「トムソン・ロイター」という)の専有財産です。

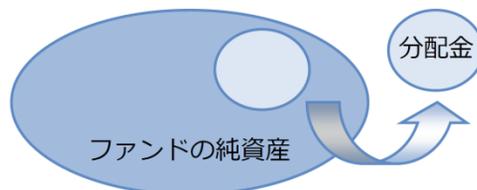
トムソン・ロイターは、トムソン・ロイター・インデックスのベンチマークを使用し取得した結果や、特定の日にトムソン・ロイター・インデックスが示す数値や水準のいずれについても、明示または黙示を問わず、いかなる保証や表明も行いません。また、トムソン・ロイターは、トムソン・ロイター・インデックスの算出方法の修正・変更につき保証を行わず、トムソン・ロイター・インデックスの算出、出版、配信を継続する義務を負わないものとします。さらに、トムソン・ロイターは、トムソン・ロイター・インデックスや当該インデックスの計算・編集(当該インデックスに関連するまたは含まれる情報やデータを含みますが、それらに限られません)の正確性や完全性につき、明示または黙示を問わず、いかなる表明や保証も行いません。

トムソン・ロイター・インデックスに係る規則および/またはガイドライン、トムソン・ロイター・インデックスおよび関連計算式の計算・編集のプロセスや基準、ベンチマークの構成やその他の関連要素は、通知を行なうことなく、トムソン・ロイターの裁量により、変更または改定される場合があります。

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前ののものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、転換社債(CB)等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、この他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



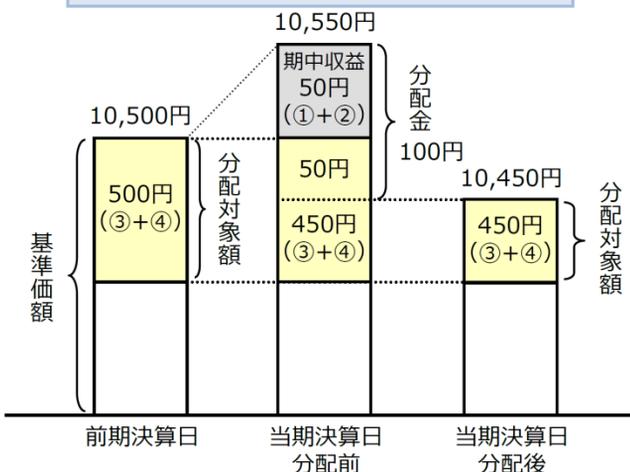
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

- ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

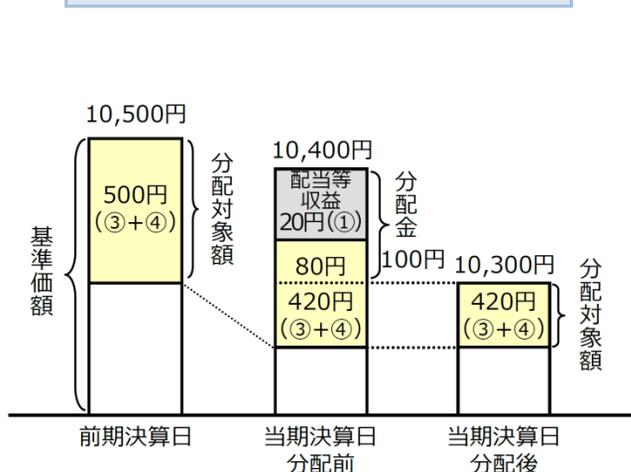
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合

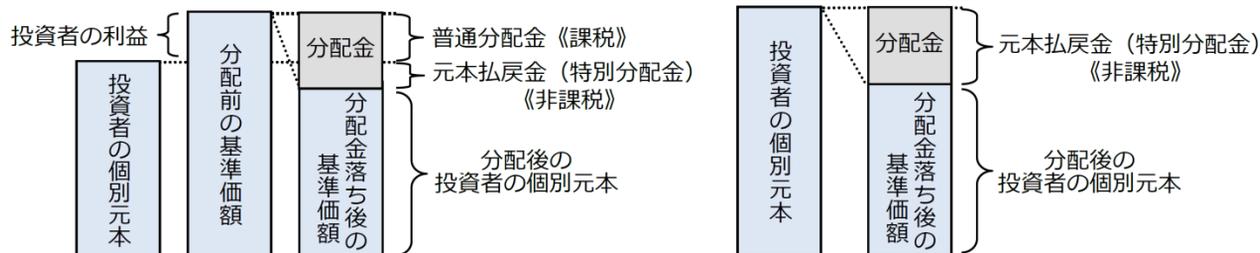


前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ◇普通分配金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

《ファンドの特色》

- 高水準のインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として運用を行ないます。
- 日本を除くアジア諸国・地域の企業が発行する高利回りの転換社債(CB)を実質的な主要投資対象※とします。
※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- 円建ての外国投資信託「ノムラ・カレンシー・ファンドーアジア CB ファンドークラスASC」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。
◆投資する外国投資信託においては、外貨建資産について、原則として、実質的に当該資産にかかる通貨を売り、アジア通貨(中国、インド、インドネシアの3カ国の通貨バスケット)を買う為替取引※を行ないます。
※保有する外貨建資産の3分の1程度ずつ各アジア通貨への実質的なエクスポージャーをとります。
- 通常の状況においては、「ノムラ・カレンシー・ファンドーアジア CB ファンドークラスASC」への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。
※通常の状況においては、「ノムラ・カレンシー・ファンドーアジア CB ファンドークラスASC」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- 原則、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。
なお、毎年4月および10月の決算時には、上記安定分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
※「原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。
*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

《投資リスク》

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、転換社債(CB)等に実質的に投資する効果を有しますので、当該転換社債等の転換等対象株式の価格下落や金利変動等による当該転換社債等の価格下落、当該転換社債等の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。
したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。
※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 平成32年4月20日まで(平成22年6月3日設定)
- 決算日および収益分配 年12回の決算時(原則、毎月20日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 1万円以上10単位(当初元本10口=1円) または1万円以上1円単位
(ご購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、ご購入後にご購入コースの変更はできません。)
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、下記に該当する場合には、原則、ご購入・ご換金の各お申込みができません。
○申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
または12月24日である場合
・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの銀行 ・ルクセンブルクの銀行
・チューリッヒの銀行 ・ジャカルタの銀行
○申込日当日が、中国またはインドの連休等で、ご購入、ご換金のお申込みの受付を行なわないものとして委託会社が指定する日の場合
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。
なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

【当ファンドに係る費用】

(2017年12月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.78%(税抜3.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.0044%(税抜年0.93%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率 年1.8044%程度(税込) 注)ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
◆その他の費用・手数料	組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額(ご換金時)	1万円につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

◆お申込みは **野村証券**

商号:野村証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会:日本証券業協会/一般社団法人日本投資顧問業協会/
一般社団法人金融先物取引業協会/
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◆設定・運用は **野村アセットマネジメント**

商号:野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先:野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ ☎0120-753104

(受付時間)営業日の午前9時~午後5時



★インターネットホームページ★

http://www.nomura-am.co.jp/



★携帯サイト★

http://www.nomura-am.co.jp/mobile/

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、転換社債(CB)等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、その他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。